

よくある質問

Q1. 就学支援金は必要ないため、手続きは何もしなくてよいですか？

→ A1. 全員手続きが必要です。受給の意思がない場合でも、受給の意向がないことをオンラインでご登録ください。

Q2. 所得が判定基準額未満かきわどいため、受給できるか分からないが申請してもよいですか？

→ A2. 申請してください。審査の結果、基準外となった場合は「不認定(所得制限)」と認定されます。申請せず後から対象と分かった場合でも、さかのぼって申請することはできません。

Q3. 母親は専業主婦なので、個人番号(マイナンバー)情報の登録はしなくてよいですか？

→ A3. 親権者全員の登録が必要です。

Q4. 自分の個人番号がわかりません。どうすればよいですか？

→ A4. マイナンバーカードや通知カードがない場合、個人番号の記載のある住民票で確認することができます。

Q5. 学校から送られた ID・パスワードの紙をなくしてしまいました。

→ A5. 電話等でお答えすることができません。学校窓口で再発行願いを提出してください。

Q6. どうしてもオンラインで申請することができません。どうすればよいですか？

→ A6. まずは学校窓口にご相談ください。

Q7. 操作方法がわかりません。電話で教えてくださいませんか？

→ A7. 間違いを防ぐため、電話での対応はしていません。事前に日時を決めた上でご来校頂き、対応いたします。

Q8. マイナンバーカードのパスワードを忘れた又はロックされてしまいました。

→ A8. 学校で対応することはできません。お住まいの市区町村の市役所等で手続きを行ってください。なお、マイナンバーカードをお持ちの場合であっても、個人番号を入力する方法を選ぶことができます。

Q9. マイナポータルからの情報取得がうまくいきません。

→ A9. もしうまく行かない場合は、「個人番号を入力する」にチェックを入れ、個人番号を入力して提出してください。

なお、情報取得がうまくいかない理由の一つに、住民税が未申告の場合があります。その場合、マイナンバーを提出いただいても、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出していただく場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いいたします。

Q10.「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択しました。紙での提出はできますか？

→ A10.原則として紙での提出は受付けていません。その選択を選ばれた場合、学校で差戻しをします。そのため、「個人番号を入力する」にチェックを入れ、個人番号を入力して提出してください。

Q11.保護者等情報に変更があるというのはどういう時ですか？

- A11.①保護者等が離婚・死別して親権者が1名になった
②保護者等が再婚して、生徒と養子縁組をして親権者が2名になった
③昨年の1月2日～今年の1月1日の期間に、引っ越し等で課税地が変更になった
④保護者等の氏名が変更になった
などが挙げられます。

Q12.税の更生があり再審査をお願いしたい場合、どうすればよいですか？

→ A12.まずは学校にご相談ください。税務署から発出される更生通知書や、市役所から発出される地方住民税額の変更がわかる通知書等を受け取った場合、受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請を行う必要があります。15日を超えた場合、申請があった月の翌月分からの適用となります。

Q13.離婚して親権者が1名になりました。どのような手続きが必要ですか？

→ A13.オンラインで保護者等情報変更届出の手続きをお願いします。なお、7月～9月中に変更になった場合、収入状況届出の審査中で手続きがすぐに行えない場合があります。その場合は、審査が完了次第手続きをお願いします。